

令和8年度富山県・石川県連携による欧州からの誘客に向けた現地PR事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

富山県と石川県が連携し、欧州市場、特にイギリス・フランスの旅行業界及びメディアに精通したマーケティング企業等の現地エージェントを活用し、現地旅行会社及びメディアに対して両県のセールス活動及び最新情報の提供や、現地旅行会社の招請等を行うことにより、両県への高付加価値旅行者の誘客を図る。

2 委託業務

(1) 業務名

令和8年度富山県・石川県連携による欧州からの誘客に向けた現地PR事業

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

3 提案上限額

9,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

4 プロポーザルへの参加条件

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、次の要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 石川県競争入札参加者資格(物品等)に、令和8年5月22日(金)時点で登録されているものであること。

<石川県競争入札参加者資格(物品等)に登録されていない方>

①参加条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、本県の競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のiからvまでのいずれにも該当しない者であること。
 - i 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - ii 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - iii 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - iv 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - v 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。海外法人の場合は、当該国の法人税等を滞納していないこと。
- (6) 類似業務の受注実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

②提出書類

(1) 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

(2) 納税証明書

i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書

（納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。）

ii 石川県に事業所を有する者にあつては、県税も未納がないことを証する、県税事務所が発行する納税証明書。ただし、石川県に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は不要とする。

(3) 財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）

(4) 役員等名簿（様式6）

③提出方法等

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「令和8年度富山県・石川県連携による欧州からの誘客に向けた現地PR事業」とすること。

【宛先】 石川県国際観光課 欧米豪誘客戦略グループ宛 k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付する。

【提出期限】 令和8年5月22日（金）正午まで

(2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 類似業務の受注実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

5 選考の流れ

項目	期限
①実施要領等の公表	令和8年4月27日(月)
②質問の受付	令和8年5月13日(水)正午まで
③参加申込書の受付	令和8年5月13日(水)正午まで
④企画提案書の受付	令和8年5月22日(金)正午まで
⑤書面審査	令和8年5月下旬
⑥審査結果の通知	令和8年5月下旬[予定]

6 説明会の開催、質問の受付及び回答

(1) 説明会の開催

説明会は開催しない。

(2) 質問票の提出方法

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票(様式1)に内容を記入の上、以下の宛先に電子メールにより提出すること（必ず電話で到達確認すること）。なお、面接又は電話での質問には応じない。

【宛先】 富山県観光推進局観光振興室国際観光課

E-mail : ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

(3) 質問票の受付期限

令和8年5月13日(水)正午まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、原則として令和8年5月15日(金)までに富山県のホームページ(「公募型プロポーザル」ページ)に掲載する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

7 参加申込書の受付

(1) 提出書類(以下2点[ア、イ])

ア 参加申込書(様式2)

イ 会社概要及び業務実績(様式3)

(2) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること(必ず電話で到達確認すること。)

【宛先】富山県観光推進局観光振興室国際観光課

E-mail: ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年5月13日(水)正午まで

8 企画提案書の作成

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により作成すること。

(1) 形式

・サイズ: A4(縦)

・頁数: 20頁以内(表紙・参考見積を含む)

※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

・文字: 本文11ポイント以上(図や表など挿入資料の文字は除く)

(2) 業務実施内容

・別紙「仕様書」に基づいた企画案とすること。仕様書によらない追加の企画案も受け付ける。但し、仕様書の事業項目のうち、企画案に含めないものがある場合は、その理由を記入すること。

(3) 企画提案内容

・以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。(※記載順序は任意とする。)

(i) 企画提案者の概要

(ii) 企画提案内容

・業務内容

・スケジュール及び業務実施体制

(4) 再委託の有無(ただし、発注者の承諾を要するものに限る。)

・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。(様式不問)

(業務範囲に旅行業に該当する行為を含む場合は、旅行業の登録番号)

- ・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（i）～（iii）が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（ii）に限る。

- （i）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
- （ii）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
- （iii）「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

（5）参考見積及びその内訳

- ・経費の見積には、提案内容に係る全ての費用を含むこと。（ただし、仕様書案で費用に含まない旨の記載があるものは除く。）それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

（6）その他

- ・企画書には提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。

※「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。

9 企画提案書の受付

（1）提出書類（以下3点 [ア、イ、ウ]）

ア 企画提案書の提出について（様式4）

イ 企画提案の概要（様式5）

ウ 企画提案書（様式任意。ただし「8 企画提案書の作成」の内容を条件とする。）

（2）提出方法

「9（1）提出書類」の「ア～ウ」3点について、以下のとおり、電子データにて提出すること（必ず電話で到達確認すること。）。

【宛先】富山県観光推進局観光振興室国際観光課

E-mail : ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

（3）受付期限

令和8年5月22日（金）正午まで

（4）留意事項

- ア 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、プロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。
- イ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- ウ 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出及び差替は、一切認めない。
- エ 富山県及び石川県から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

10 選定に係る事項

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

イ 審査基準

審査項目	評価基準	配点
1 提案内容	■旅行業界及びメディア向けマーケティング (1) 提案された観光レップの実績は十分か。 (2) 提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。 (3) その他、事業目的を達成するうえでの独自提案があるか。 ■現地旅行会社招請 (4) 提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。	各5点
2 経費関係	(1) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。	各5点
3 業務遂行の 確実性	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 (2) 事業実施スケジュールは妥当か。 (3) 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。	各5点

(3) その他の事項

ア 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

イ 審査結果については別途通知するが、審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

ウ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

11 企画提案書の審査結果及び採否、契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と富山県・石川県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(3) その他

- ・本事業は富山県と石川県の連携事業であり、契約についても富山県と石川県の両者と契約することとする。
- ・受託候補者と富山県・石川県との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。
- ・富山県情報公開条例、石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。